

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律要綱

第一 電気通信事業法の一部改正関係

(第一条関係)

一 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の役員が役員兼任を禁止される会社の対象範囲を画するために用いられる子会社の定義について、法人がその総株主又は総社員の議決権の過半数を有する他の会社に加え、法人及びその一若しくは二以上の子会社又は法人の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を有する他の会社を含むものとする。

二 その他規定の整備をすること。

第二 電気通信事業法の一部改正関係

(第二条関係)

一 外国法人等（外国の法人及び団体並びに外国に住所を有する個人をいう。）は、電気通信事業を営もうとする場合には、国内における代表者又は国内における代理人を定めなければならないこととする。

二 適格電気通信事業者は、その基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならないこととする。

三 総務大臣は、電気通信事業法又は同法に基づく命令若しくは処分違反する行為を行った者の氏名等を公表することができることとする。

四 その他規定の整備をすること。

第三 日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正関係

(第三条関係)

一 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社は、総務大臣の認可を受けた場合には、他の電気通信事業者の電気通信設備を用いて電話の役務を提供できることとする。

二 その他規定の整備をすること。

第四 その他

(附則関係)

一 この法律の施行期日、経過措置等について定めること。

二 その他関係法律について所要の改正を行うこと。